

事 務 連 絡  
平成19年 3 月 6 日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令に係る別途指示等について  
(オーストラリア産菜種)

標記については、平成18年3月31日付け事務連絡によりお知らせしたところですが、下記輸出業者から輸出されたオーストラリア産菜種については、検査命令の対象とし、同事務連絡の別添1の1を別紙のとおり改正するので、御了知の上、関係業者への周知方よろしく申し上げます。

記

輸出業者：KANGAROO ISLAND CANOLA COMPANY